

公聴会開催要領

1 漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づいて、鳥取海区漁場計画（案）に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

日時	場所
令和5年4月25日（火） 午後2時から	鳥取県倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 第204会議室

3 公述者の範囲

本県海面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人であり、次に掲げる者とする。

- （1）漁業を営む者
- （2）漁業を営もうとする者
- （3）漁業協同組合
- （4）船舶の運航者等
- （5）法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者
- （6）水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）
- （7）水産動植物を採捕する者
- （8）その他利害関係のある者

4 公述にあたっての留意事項

- （1）公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、連絡先、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）、利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面（意見用紙の参考は別紙のとおり）を令和5年4月13日（木）までに鳥取海区漁業調整委員会事務局に提出すること。
- （2）公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合（支所）15分以内とし、人員は制限しない。）とする。
- （3）発言を希望する者が多い場合は、公述者の数を制限することがある。また、公述できない者に対しては、別途その旨を通知する。

この要領は、第391回委員会（令和5年3月22日）において決定し、当該公聴会に適用する。